平成２８年（フ）第５４８１号
大阪府寝屋川市打上宮前町３番２―701号
債務者　後藤　明人
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳数
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５２号
名古屋市東区筒井３丁目17番25号　七福マンション105号
債務者　鈴木　輝男
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０７号
大阪市浪速区元町２丁目５番16―603号
債務者　三浦　鉄也
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蝶野　弘治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２号
熊本県玉名郡玉東町大字木葉624番地
債務者　清田かほり
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森枝　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４６５号
札幌市北区屯田５条７丁目１番43―118号
債務者　日下部英令
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４６６号
札幌市北区屯田５条７丁目１番43―118号
債務者　日下部小百合（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７１号
札幌市中央区北１条西18丁目２番地１　アートサイドテラス205号
債務者　生田　謙治
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３２号
札幌市厚別区厚別中央１条４丁目３番８―304号
債務者　野口　哲朗
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６８号
札幌市東区北９条東10丁目１番16号　イースト10―201号
債務者　木瀧　直美
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６４号
北海道千歳市あずさ５丁目２番14号　ピュアパレスⅡＢ101号
債務者　阪内　　晃
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８８号
札幌市東区北34条東15丁目１番10―502号
債務者　大髙　修一
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７２３号
札幌市北区北26条西２丁目２番13号　Ｕハウス北26条203号
債務者　渡辺　　了
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３７号
札幌市手稲区西宮の沢１条１丁目１番15号　広宣寮105号
債務者　田中　利幸
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５２号
札幌市白石区北郷７条９丁目４番15号
債務者　佐藤　文彦
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５８号
札幌市中央区宮の森３条11丁目２番21号
債務者　益子　治康
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７９７号
北海道石狩市花川南９条４丁目48番地
債務者　三津橋　唯
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８０６号
札幌市白石区平和通12丁目北２番７号　第１和光ハウス１号
債務者　長沢　理恵
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部